

# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

## ◎内務省告示第二百十八號

内務省土木出張所名稱及分掌區域中左ノ通改正ス。

昭和十三年四月二十一日

内務大臣 末 次 信 正

内務省東京土木出張所區域中花水川流域ノ下ニ「東京府  
界多摩川橋梁南詰間國道」ヲ加フ

内務省横濱土木出張所區域中花水川流域ノ下ニ「東京府  
界多摩川橋梁南詰間國道」ヲ加フ

内務省仙臺土木出張所區域中「山形縣ノ内福島縣界南置

賜郡萬世村瀧岩上橋本詰間國道」ヲ削ル

内務省新潟土木出張所區域中山形縣ノ下「福島縣界南置

## ◎内務省告示第二百二十七號

賜郡萬世村瀧岩上橋東詰間國道ヲ除ク」ヲ削ル

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

シ

昭和十三年四月二十三日

内務大臣 末 次 信 正

路線名

區 間

工事終了ノ期日

五號 秋田縣南秋田郡飯田川町地内 昭和十三年四月二十三日

五號 自青森縣東津輕郡新城村

三號 福岡縣築上郡西角田村地内

三十三號 自長崎縣佐世保市常盤町  
至同縣同市松浦町

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
奈良	奈良縣知事	道路改築	奈良縣北葛城郡五位堂村下田村地内	四、一六
岡山	岡山縣岡山市	學校敷地擴張	岡山縣岡山市弓之町地内	〃
〃	〃	〃	岡山縣岡山市門田地内	〃
京都	京都府知事	道路改築	京都府竹野郡竹野村地内	四、二二
新潟	新潟縣長岡市	學校建設	新潟縣長岡市下中島町地内	〃
滋賀	宇治川電氣株式會社	電氣裝置	滋賀縣坂田郡伊吹村東淺井郡東草野村地内	〃
秋田	昭和鑛業株式會社	道路改築	秋田縣南秋田郡船川港町南磯村地内	〃
兵庫	兵庫縣神戸市	幼稚園敷地擴張	兵庫縣神戸市神戸區北長狹通六丁目地内	四、二八
兵庫	兵庫縣川邊郡園田村	小學校敷地擴張	兵庫縣川邊郡園田村地内	〃
大阪	大阪府知事	道路改築	大阪府泉南郡尾崎村東爲取村地内	五、一〇
静岡	静岡縣知事	道路改築	静岡縣田方郡三島町地内	〃
秋田	秋田縣秋田市長	道路新設並改築	秋田縣秋田市、寺町、南鐵砲町、川尻町、大町二丁目、大町三丁目、茶町、菊ノ丁、茶町扇ノ丁、下龜ノ丁、田中町、上米町二丁目、下米町二丁目地内	〃
富山	富山縣中新川郡舟橋村長	道路新設	富山縣中新川郡舟橋町地内	〃

和歌山	和歌山縣和歌山市長	道路改築	和歌山縣和歌山市和敷浦地内	
"	和歌山縣和歌山市長	道路改築	和歌山縣和歌山市北出島地内	
"	和歌山縣和歌山市長	道路改築	和歌山縣和歌山市津秦地内	
"	和歌山縣和歌山市長	道路改築	和歌山縣和歌山市新内地内	
"	和歌山縣和歌山市長	道路改築	和歌山縣和歌山市本町五丁目、山吹丁、西釘貫丁二丁目地内	
鹿兒島	日隅電力株式會社	電氣裝置	鹿兒島縣嶺嶺郡松山村日野村地内	
福岡	福岡縣知事	河川改修	福岡縣福岡市久留米市、中町、國分町三井郡合川村、高良内村御井村地内	五、一三
岡山	岡山縣知事	河川改修	岡山縣小田郡矢掛町、川西村、中川村地内	五、一四

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
(三月三十一日附)	一五、〇〇〇	港湾修築費負擔金	米子市	鳥取縣
(三月三十一日附)	三七、六〇〇	漁港修築寄附金	中村町	福井縣
(三月三十一日附)	一〇、〇〇〇	道路改修費負擔金	平野村	兵庫縣
(三月三十一日附)	二二、七〇〇	都市計畫土地區劃整理費	西宮市	"
(三月三十一日附)	六、四〇〇	道路改修費負擔金	伊丹町	"

(三月三十一日附)	七、〇〇〇	"	岡野町	"
(三月三十一日附)	一三、一〇〇	河川改修費負擔金	奈佐村	"
(三月三十一日附)	八、六〇〇	道路改修費負擔金	幸世村	"
(三月三十一日附)	一、四〇〇	"	八木村	"
(三月三十一日附)	一、〇〇〇	"	有野村	"
(三月三十一日附)	二〇、〇〇〇	"	神出村	"
(三月三十一日附)	九、〇〇〇	"	道場村	"
(三月三十一日附)	五、〇〇〇	道路改修費	"	"
(三月三十一日附)	一、三六五、〇〇〇	兵庫縣	"	"
(三月三十一日附)	三六五、六〇〇	災害土木費	群馬縣	"
(三月三十一日附)	九、八〇〇	道路改修費負擔金	國府村	兵庫縣
(三月三十一日附)	二、四九五	"	久留美村	
(三月三十一日附)	二七八、〇〇〇	都市計畫澁谷驛附近改造費	東京市	東京府
(三月三十一日附)	一〇、〇〇〇	道路改修費負擔金	鹽瀬村	兵庫縣
(三月三十一日附)	一、三二五、〇〇〇	災害復舊費補助	神奈川縣	"
(三月三十一日附)	四、六一八、一〇〇	都市計畫高速鐵道建築費	大阪市	大阪府

四、三五五、五〇〇	水道 改修費	東京市	東京府	三月三十一日附
二、五〇〇、〇〇〇	電氣事業復興外債及電氣軌道公債整理費	東京市	東京府	三月三十一日附
四、五五〇、〇〇〇	電氣軌道普通經濟負擔	東京市	東京府	三月三十一日附
五二六、〇〇〇	都市計畫費	大阪府	大阪府	三月三十一日附
二、七七二、〇〇〇	都市計畫費	大阪府	大阪府	三月三十一日附
四、一三七、六〇〇	大阪港復舊費	東京市	東京府	三月三十一日附
三、四一三、〇〇〇	都市計畫街路修築費	東京市	東京府	三月三十一日附
六、四二〇、〇〇〇	水道應急擴張費	東京市	東京府	三月三十一日附
一、六〇〇、〇〇〇	改良下水道完成費	東京市	東京府	三月三十一日附
一、〇一〇、〇〇〇	郊外下水道改良費	東京市	東京府	三月三十一日附
四、〇〇〇、〇〇〇	都市計畫道路改修費	東京市	東京府	三月三十一日附
三五〇、〇〇〇	都市計畫對岸堤防費	東京市	東京府	三月三十一日附
七二〇、〇〇〇	道路改良費	東京市	東京府	三月三十一日附
一、二〇〇、〇〇〇	上水道擴張費	東京市	東京府	三月三十一日附
三三〇、〇〇〇	國道改修、冷海水業港灣修築分擔金	東京市	東京府	三月三十一日附
九〇、〇〇〇	道路新設費	東京市	東京府	三月三十一日附
二〇一、〇〇〇	災害復舊土木費	秋田縣	靜岡縣	三月三十一日附

法 令

河川改修費立替金	二七、三〇〇	倉吉町	鳥取縣
排水工事費立替金	三九、六〇〇	智頭町	鳥取縣
道路並水害豫防施設寄附金	五、八〇〇	智頭町	鳥取縣
〃	一、四〇〇	〃	〃
〃	五、一〇〇	〃	〃
漁港修築費寄附金	一五、〇〇〇	串本町	和歌山縣
河川改修費負擔金	七、一〇〇	日置谷村	鳥取縣
災害復舊土木費	四七、三〇〇	沖繩縣	〃
漁港修築費寄附金	六、六〇〇	志津川町	宮城縣
用水改良寄附金	四〇、〇〇〇	刈谷田川大堰普通水利組合	新潟縣
災害復舊費	二八、〇〇〇	沖繩縣	〃
雄物川河狀整理負擔金	五、一〇〇	寺内町	秋田縣
河川改修費負擔金	一、四〇〇	字賀莊村	鳥根縣
用水改良費	三、二〇〇	向國安外三ヶ村用水普通水利組合	鳥取縣
笠岡港修築費寄附金	六、五〇〇	笠岡町	岡山縣
府縣道改良費負擔金	四、〇〇〇	大草町	岡山縣
道路改修費負擔金	三、五〇〇	土山町	滋賀縣
道路改修費橋梁費	一一、七〇〇	上田市	長野縣
灌漑設備費	一、〇〇〇	久保田堰普通水利組合	栃木縣

五、〇〇〇  
七、一〇〇  
四、二〇〇  
一、八〇〇

河川改修費負擔金  
村道開設費  
河川改修費負擔金  
河川改修費負擔金

四、一三

河川改修費負擔金  
河川改修費分擔金

二六、四〇〇  
三七、七〇〇  
一、二〇〇  
一、〇〇〇  
一、六〇〇

國道改良費負擔金  
河川改修費分擔金  
港灣修築費寄附金  
新潟港浚渫費寄附金

四、一四

村道開設事業費  
用排水事業費負擔金  
河川改修費負擔金

三〇、〇〇〇  
四、八〇〇  
四、七〇〇

倉松落懸水路普  
通水利組合  
新田村

五、〇〇〇  
四、八〇〇  
二、五〇〇

富田村  
三成村  
都於郡村

一七三、四〇〇  
一六、六〇〇  
四、〇〇〇

港灣浚渫國庫納付  
金  
道路改修費負擔金

法  
令

新 潟 縣

來 迎 寺 村

見 附 町

山 形 村

鄉 原 村

小 城 町

愛 媛 縣

具 同 村

東 山 村

宮 中 町

新 潟 市

市 田 村

新 田 村

富 田 村

三 成 村

都 於 郡 村

三 股 村

高 知 縣

茂 木 町

伊 木 刀 村

新 潟 縣

岩 手 縣

廣 島 縣

佐 賀 縣

高 知 縣

京 都 府

新 潟 縣

長 野 縣

埼 玉 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

宮 崎 縣

港灣修築費寄附金 (江名港)	一七、五〇〇	江名町	福井縣
道路改修費寄附金	二、八〇〇	中谷村	福岡縣
河川改修費負擔金	二、八〇〇	川添村	大分縣
港灣修築費寄附金	一三、〇〇〇	土崎港町	秋田縣
用水路改良費	三、五〇〇	音無井路普通水利組合	大分縣
河川改修費寄附金	一、七〇〇	遠賀村	福岡縣
村道開設事業費	一、一〇〇	鳥海村	岩手縣
河川改修費負擔金	三、五〇〇	中里瀨村	廣島縣
道路橋梁改修寄附金	六、四〇〇	北小谷村	長野縣
道路橋梁改修寄附金	一、三〇〇	中土村	長野縣
道路橋梁改修寄附金	二、八〇〇	縣	縣
道路改修費寄附金	二、一〇〇	鳥羽町	三重縣
河川改修費負擔金	一五、〇〇〇	妻郷村	宮崎縣
道路改修費負擔金	五、六〇〇	息郷村	滋賀縣
村道開設事業費	一、五〇〇	梓町	長野縣
用水路改良費納付金	二、五〇〇	北町外二ヶ村用水改良組合	愛媛縣
道路改修費負擔金	七五、〇〇〇	宮津町外二ヶ村道路組合	京都府
用水路改良費寄附金	四、七〇〇	雪山村	福岡縣
道路改修費負擔金	一九、三〇〇	前原町	福岡縣
道路改修費負擔金	一〇五、四〇〇		

四、一八  
四、二〇



法 令

河川改修費寄附金	一〇、〇〇〇	土岐町	岐阜縣
〃	一二二、〇〇〇	瀬田水害豫防組合	〃
〃	一、二一六、九〇〇	清水市	靜岡縣
上水道舊償還等	七五、〇〇〇	北條町外三ヶ村	愛媛縣
用水改良費納付金	八五、〇〇〇	那覇市	沖繩縣
上水道改良工事費	二八〇、〇〇〇	富山縣	〃
河川改修費負擔金	五〇、〇〇〇	〃	〃
國道改良費負擔金	一〇、〇〇〇	牧野用水普通水利組合	富山縣
水門復舊費、災害復舊負擔金	一一、七〇〇	土崎湊町	秋田縣
雄物川舊河川狀態負擔金	三、三〇〇	新屋町	〃
〃	二四、〇〇〇	廣田用水普通水利組合	富山縣
用水改良費負擔金	八、三〇〇	安來町	鳥根縣
河川改修費負擔金	五〇〇	大國村	鳥取縣
〃	二、四〇〇	五十石村	〃
〃	三二八、〇〇〇	長野縣	〃
災害復舊土木費	六、七〇〇	山寺村	鳥取縣
林道改設費	二一、五〇〇	本郷村組合	〃
河川改修費負擔金	二、〇〇〇	米澤村	〃
府縣道改修費負擔金	一、六〇〇	天津村	〃
河川改修費負擔金			

〃	三五、〇〇〇	〃	勝部村	〃	〃
〃	六〇〇	〃	〃	〃	〃
〃	二六、〇〇〇	費	長野市	長野縣	〃
〃	二二五、〇〇〇	下關港修築費分擔金	山口縣	〃	〃
五、九	二、三〇〇	林道改修費	四見上村	高根縣	〃
〃	九、六〇〇	河川改修費寄附金	大島村	長野縣	〃
五、一〇	二九、〇〇〇	上水道布設費	那山町	奈良縣	〃
五、一一	一七五、〇〇〇	河川改修費寄附金	名古屋市	愛知縣	〃

◎自動車運輸事業

五月七日内務鐵道兩省打合會に於て協議決定せるもの左の如し。

道府縣	區	間	申請者	免許ノ別
宮城	鹽釜町地内外一線(延長)		宮城電氣鐵道株式會社	免許ノ別
千葉	小糸村、秋元村間(〃)		君津合同乗合自動車株式會社	免許
茨城	戸多村、大揚村間(〃)		明石巳之吉	〃
〃	小幡町、眞壁町間(〃)		ムツミ自動車株式會社	〃
〃	眞壁町、小幡町間(〃)		英自動車株式會社	不免許
〃	眞壁町、石岡町間(〃)		眞壁郡眞壁町	〃
群馬	秋間村、後閑村間(〃)		滿島商事合資會社	免許

新	福	愛	山	長	岐				靜					神					
法														奈					
湯	井	知	梨	野	阜				岡					川					
令																			
見附町地内	高佐茂原間	城崎、茂原間	東郊道、廣路町間	上九一色村地内	築村地内	輕井澤町地内	東津汲、西津汲間 (延長)	鵜沼地内	由比町地内	下田町地内	長岡町地内	大船町、大正村間 (延長)	大正村、大船町間 (延長)	海老ヶ名村厚木町間 (新規)	海老ヶ名村地内外三線 (延長)	大和村地内 (新規)	板鼻町、長野村間 (延長)	板鼻町、長野村間 (新規)	
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
西群自動車株式會社發起人清水光太郎外七名	藤岡自動車株式會社	小田原急行鐵道株式會社	合資會社七澤溫泉自動車商會	神中鐵道株式會社	相武鶴屋自動車株式會社	湘南半島自動車株式會社	駿豆鐵道株式會社	東海自動車株式會社	昭和乘合自動車合資會社	望月峰太郎	名古屋鐵道株式會社	揖斐川自動車合資會社	箱根土地株式會社	佐久自動車株式會社	富士山麓電氣鐵道株式會社	名古屋市	鯖浦自動車株式會社	白武自動車株式會社	大坪自動車株式會社
免許	免許	三線免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許

三	重	額内村、大杉谷村間 (〃)	大杉自動車株式會社	〃
		長野村、阿波村間 (〃)	巴自動車合資會社	〃
兵	庫	山本通、中突堤間 (〃)	神戸市	〃
		海岸通、中突堤間 (延長)	神明自動車株式會社	不免許
		多聞通、原田町間 (〃)	神戸市	免許
		加納町、楠町間 (〃)	神明自動車株式會社	不免許
		熊内町、布引山間 (〃)	神戸市	免許
		灘北通、城之内通間 (〃)	〃	〃
岡	山	福富地内 (〃)	岡山バス株式會社	〃
		大雲寺町、福島間 (〃)	〃	〃
		上石井、福島間 (〃)	合同タクシー自動車合資會社	不免許
		三野、福島間 (新規)	岡山市	〃
廣	島	大須賀町、仁保町間 (延長)	廣島瓦斯電軌株式會社	免許
		日字那作木間 (〃)	〃	〃
福	島	横田村地内 (延長)	三葉自動車株式會社	〃
	岡	市ノ瀬、中間町間 (〃)	飯幡合同バス株式會社	〃
		〃 (〃)	〃	不免許
		八幡、中間町間 (〃)	〃	〃
		八幡、遠賀間 (〃)	九州合同バス株式會社	〃
		水巻、八幡間 (〃)	舞鶴自動車株式會社	〃

直方、八幡間 (新規)  
 中間、八幡間 (〃)  
 直方、八幡間外一線 (〃)  
 中間、八幡間 (〃)

草野作太郎外二名  
 千々和梯吉  
 小林勇平  
 川關俊彦

〃  
 〃  
 〃  
 〃

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

○大沼電鐵 橋梁工事方法變更並假設工事認可

大沼電鐵株式會社申請に係る苅淵川橋梁腐朽せるを以て  
 應急修理の件は假設物の使用期限を昭和十三年六月十二日  
 迄とし五月十四日監第三八九七號を以て内務鐵道兩大臣よ  
 り認可ありたり。

○帝國電力 電動客車設計變更認可

帝國電力株式會社申請に係る東京市電氣局より購入せる  
 四十五輛の車輪々縁巾は二九耗にあるも規格統一の爲二八  
 耗に構造變更の件は五月十四日監第三八九三號を以て内務  
 鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

○仙臺市電

〔末無掃部丁〕間及〔北四番町〕間軌道工事施  
 〔原〕町  
 行認可申請期限延期許可

仙臺市申請に係る標記特許線は何れも同市都市計畫事業  
 の街路面を利用し敷設する計畫にして軌道路線たる原ノ町  
 線八幡町線の都市計畫街路工事は現在末着手の状態なるに  
 因り軌道工事施行認可申請期限を昭和十三年十一月三十日  
 迄とし五月五日監第三八九五號を以て内務鐵道兩大臣より  
 許可ありたり。

茨城縣

○水濱電車 車輛設計變更認可

水濱電車株式會社申請に係る既認可四輪電動客車自一一  
 號至二二號は連結運轉を爲さざるを以て中央緩衝連結器を

撤去の件は五月十四日監第四一〇六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

埼玉縣

○西武鐵道 抵當權設定認可（第四順位）

西武鐵道株式會社申請に係る第五回物上擔保社債償還資金に充つる爲鐵道財團並に軌道財團に付各第四順位の抵當權を設定の件は五月九日監第四八八六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

千葉縣

○京成電軌 停留場設計變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る京成千葉停留場は近來乗降客増加したる爲上線側へ延長九十二米の突込線を新設し信號保安裝置を變更の件は五月三日監第三八九六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京成電軌 電氣工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る送電線路新設により送電線路支持物並電車線路支持物一部變更の件は五月十四日

監第四一〇三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

○東京市電 軌道假設工事認可

東京市申請に係る芝區田村町一丁目地先は高速鐵道工事に伴ひ假設工事認可の處客年十二月陥没の爲一時應急工事を施行せるも今回陥没前の位置に復舊の件は假設物の使用期限を昭和十四年三月三十一日迄とし五月十四日監第四一八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電 電車信號裝置變更認可並軌道運轉信號保安

規定例外取扱許可

東京市申請に係る小川町及古川橋分岐點に於ける電車信號裝置を失印信號とするの件と共に運轉信號保安規程例外取扱の件は四月二十一日監第三七六〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○武藏中央電鐵 軌道を京王電氣軌道に讓渡許可並武藏

中央電氣鐵道株式會社解散決議認可

武藏中央電氣鐵道株式會社、京王電氣軌道株式會社申請

に係る自車庫前至高尾間軌道は八王子市街バスと併行し一方京王電軌御陵線の延長に因り其の勢力範圍を著しく減殺せる爲之が區間を京王電氣軌道株式會社へ譲渡の件と同時  
に武藏中央電氣鐵道株式會社解散決議の件は五月五日監第  
四〇九七號を以て内務鐵道兩大臣より許可並認可ありたり。

○武藏中央電鐵 軌道運輸營業廢止許可

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る自東八王子驛前至  
横山町一丁目間は全線に互り八王子市街バスと併行し且京  
王電軌の御陵線に依り效用減殺せられ營業不振となりたる  
爲本區間の軌道運輸營業を廢止の件は昭和十三年六月四日  
迄に實施するものとし五月五日監第四〇九八號を以て内務  
鐵道兩大臣より許可ありたり。

神奈川縣

○京濱電鐵 電氣工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大師支線中川崎起點よ  
り「コロンビヤ」前驛に至る電車線路を本線及支線の他區

間同様に吊架方式を鏈線吊線式に標準高さは之を五、一五  
〇米に變更の件は五月十四日監第四〇五二號を以て内務鐵  
道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

○金石電鐵 客車設計認可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る軌道用として半鋼製四  
輪電車設計使用の件は五月三日監第三八九四號を以て内務  
鐵道兩大臣より認可ありたり。

○溫泉電軌 客車設計變更認可

溫泉電氣株式會社申請に係る昭和十二年十月二十六日監  
第四三三七號認可に因る客車内扉及直通式を廢し乗降口扉  
を新設及吊革數の増加及電線の一部變更の件は五月十四日  
監第四一七一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

○名古屋市營 工事方法變更認可

名古屋市申請に係る從來使用中起點省線熱田驛前終點白  
馬橋間延長一、〇〇八米の電車線路吊架用木柱は腐蝕甚し

きを以て之を鐵柱に變更の件は五月十四日監第四〇五〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○豊橋電軌 道路擴築猶豫許可

豊橋電氣軌道株式會社申請に係る東田線、赤門停留場以東（延長一、二八九米八七）は近く都市計畫事業として大擴築せらるゝを以て沿道民は會社の一部小擴築による土地買收移轉に應せず、市當局と協力するに非ざれば遂行不能なるに因り擴築期限を昭和十四年十二月十六日迄とし四月十八日監第三七五八號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪府

○大阪市營（高速軌道）假設物使用期限認可

大阪市申請に係る梅田假停留場及以南一部使用期限を昭和十五年三月三十一日迄並淀屋橋停留場及本町停留場假設物使用期限を昭和十四年三月三十一日迄假設物使用を延期せんとするの件は四月十九日監第三四八一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營（高速軌道）軌道工事竣功期限延期許可

大阪市申請に係る第一號線自芝田町至會根崎中二丁目間及第二號線自芝田町至角田町間は昭和十五年三月三十一日迄自難波新地六番町至山王町一丁目間は昭和十三年六月三十日迄自山王町一丁目至松崎町一丁目間は昭和十三年十二月三十一日迄それぞれ軌道工事竣功期限を延期せんとするの件並淀屋橋及本町停留場竣功期限を昭和十四年三月三十一日迄延期せんとするの件は四月十九日監第五八四〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

○大阪市營（高速軌道）保安設備實施設計認可

大阪市申請に係る難波、天王子間に進路手柄式繼電聯動裝置を設備實施の件は三月二十九日監第二八九二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 電動客車設計認可並特別設計許可

大阪市申請に係る流線型床ボギー式電動客車二十輛を新造し此の電動客車の手用制動機を省略の件は五月三日監第三八九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり



○大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築に伴ひ必要を生じたる電車線柱難波木津線六本、谷町線一本、梅田空心町線一本を移轉の件は五月三日監第三八九九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る南北線中信濃橋、湊町間一部延長一、五八一米の實績に鑑み道床を砂利構造とすると共に鋪裝は從來「ソリデチツト」の處之を敷石鋪裝とするの件は五月三日監第三八九二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 電動客車設計變更認可

大阪市申請に係る速度の増大に應ずる爲電動客車二十輛の電動機車輛車軸を變更の件は五月十四日監第四〇六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 信號工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線自動閉塞信號機及常置信號機の一部位置變更の件は四月二十三日監第三七

六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 橋梁假設工事認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神崎川改修工事の爲軌道假設工事を施行の件は假設物の使用期間を昭和十三年十月二十六日迄とし四月二十七日監第三九六八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 橋梁工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神崎川改修工事施行に伴ひ神戸線下神崎川橋梁を擴張せんとするの件は四月二十七日監第三九六七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

○阪神急行電鐵 車輛運轉保安設備變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る武庫之莊停留場新設に伴ひ車輛運轉の圓滑を期する爲自動閉塞信號機を増移設するの件は五月七日監第三九九一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線武庫之莊停留場構内へ地下道を新設し乗降場の一部を改造するの件は四月十八日監第三七六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 假線使用期限延期認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る出屋敷、東濱間は最近沿線に諸工場の建設を見相當交通量の増加を來したるも未だ複線敷設の域に至らざる爲假線使用期限を昭和十六年一月三十一日迄とし四月十八日監第三七六二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 假連絡線使用期限延期認可

神戸市申請に係る第一期第三號線と羽坂延長線とを連絡する假線は現状の儘本工事として認可申請中に付之が使用期限を昭和十三年四月十八日迄とし四月十八日監第三七一八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 假連絡線工事方法變更認可

神戸市申請に係る鐵道省高架架々線増設に伴ひ架道橋を

以て本市營軌道と高低交叉の爲交叉方法竝に一部電車線吊架方法變更の件は四月十八日監第三七一九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 假連絡線を本設計に變更認可

神戸市申請に係る第一期第三號線と羽坂延長線とを連絡する假線路は都市計畫道路工事進捗せず將來に於ける實施期も確定せざると假線敷設以來一般交通關係上何等支障なき關係上本工事とするの件は四月十八日迄監第三七二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 跨線橋工事方法變更認可

神戸市申請に係る明治跨線橋は東側に於て橋臺座石の下方より基礎「コンクリート」間に龜裂を生じたる爲之れが補強部分に主桁受床板を設ける構造に變更の件は五月七日監第三九二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市營 軌道工事方法變更認可

神戸市申請に係る自林田區眞野町十一番地至同區刈藁通

一丁目三十二番地間は軌條の磨損甚しく鋪裝の破損及枕木の切込も著しきを以て枕木及軌條の取替を行ひ、且軌條表面鋪裝も變更の件は五月十四日監第四一〇五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 福岡縣

#### ○福博電車 工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る福岡市内に於て九州鐵道株式會社の福岡、津福岡軌道との平面交叉ヶ所に於ける聯動裝置工事方法中聯動方法變更の件は五月十四日監第四〇五一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### ○福博電車 工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る福岡市内渡邊通六丁目、五丁目兩停留場間泥川橋梁は同川埋立につき橋梁撤廢の件は四月十八日監第三七七四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### ○福博電車 電柱工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る福岡市内軌道中在來の電車

用木柱腐朽の爲新規軌條柱に建替並増設の件は四月十八日監第三七二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### ○九州鐵道 車輛設計變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡、津福岡軌道使用の車輛設計書中聚電裝置の構造（パンタグラフ）を一部變更の件は四月三日監第三九〇九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### ○九州電軌 電氣工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る八幡變電所電鐵用出力は沿線諸工場の擴張新設等に依り交通量頗る増大したる爲最大出力一、五〇〇キロワット平均出力一、〇〇〇キロワットに増大の件は五月三日監第三八九一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### ○九州電軌 工事方法變更認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る三〇疋軌條製轉轍器及轍叉の又轍部主軌條と護輪軌條との間隔四十五耗を三十八耗に變更の件は四月二十三日監第三八四三號を以て内務鐵

道兩大臣より認可ありたり。

○九州電軌 電動客車設計認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る客年五月十七日監軌第六一〇號一鐵道省監督局長内務省土木局長通牒に依り電動客車十二輛製作の件は四月二十三日監第三八四四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○九州電軌 電動客車設計認可

九州電氣軌道株式會社申請に係る沿線に於ける各種軍需工場の膨脹に伴ひ輸送力増加の爲半鋼製電動客車拾輛購入の件は五月十四日監第三八五七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○九州鐵道 所屬軌道を地方鐵道に變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る大川鐵道株式會社と連絡運輸をなし福岡、久留米、柳川、大牟田の都市を連絡する高速運輸機關とする爲福岡、津福間及大宰府、二日市間軌道を地方鐵道に變更するの件は五月十四日監第七七四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

長崎縣

○長崎電氣 追加抵當權設定認可

長崎電氣軌道株式會社申請に係る昭和十年十月十五日抵當權設定認可の追加擔保として設定するの件は四月十六日監第三七二二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。